

八街市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である八街市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定にあたり、広く関係者の意見を反映するため、八街市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) マスタープランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、マスタープランに関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名程度をもって組織する。

2 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の区域内の公的団体又は市民団体の役職員
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月25日までとする。

2 市長は、特別の事情があると認められるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第3条に規定する委嘱後、最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の委員長及び副委員長が選任されるまでの間は、市長が仮議長となり議事を進行する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、策定委員会の議事に関係ある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報償費)

第7条 委員には、報償金として日額5,000円を支給する。ただし、議長に職する者は、5,500円とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月25日限り、その効力を失う。